

議会運営委員会会議録

平成21年9月30日(水)

(開会) 9:29

(閉会) 9:53

委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件を一括議題といたします。

議員提出議案の取り扱いについて、各会派のご意見を事務局から報告させます。

議会事務局次長

お配りしております意見書案の賛否一覧表をご覧いただきたいと思います。一覧表に記載の(1)の「大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書(案)」につきましては、興譲、同志会、日本共産党、未来が賛成で、市民クラブ、新政クラブ、民主、明飯クラブが反対とのことでした。次に、(2)の「地方分権改革推進計画策定と新分権一括法制定を求める意見書(案)」につきましては、興譲、同志会、未来が賛成で、市民クラブ、新政クラブ、日本共産党、民主、明飯クラブが反対とのことでした。次に、(3)の「安心社会実現のため平成22年度予算の確保を求める意見書(案)」につきましては、全会派が賛成でした。次に、(4)の「地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書(案)」につきましては、興譲、同志会、日本共産党、未来が賛成で、市民クラブ、新政クラブ、民主、明飯クラブが反対とのことでした。次に、(5)の「生活保護の老齢加算・母子加算の復活を求める意見書(案)」につきましては、全会派が賛成でした。以上で報告を終わります。

委員長

意見書案5件に対する各会派の賛否は、ただいま報告があったとおりでございますので、議員提出議案の取り扱いについておはかりいたします。「安心社会実現のため平成22年度予算の確保を求める意見書の提出」については、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「生活保護の老齢加算・母子加算の復活を求める意見書の提出」については、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書の提出」については、八児委員が提出者となり、安藤委員、上野委員、川上委員、江口委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「地方分権改革推進計画策定と新分権一括法制定を求める意見書の提出」については、八児委員が提出者となり、安藤委員、上野委員、江口委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、内閣総理大臣、総務大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書の提出」については、八児委員が提出者となり、安藤委員、上野委員、川上委員、江口委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「請願第9号及び請願第10号の採決について」事務局に説明させます。

議会議務局次長

「請願第9号 「最低保障年金制度」の創設を求める請願」及び「請願第10号 物価に見合う年金引き上げを求める請願」以上2件につきましては、先に開催されました市民文教委員会におきまして、不採択となっております。よって、市民文教委員長報告は、不採択との内容で行われますが、請願の本会議における採決につきましては、議長において委員長報告に対する賛否ではなく、請願に対する賛否を起立採決でお諮りいたしますので、請願を採択することに賛成される場合には、起立していただくこととなりますので、よろしく願います。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「請願第9号及び請願第10号の採決について」は、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問の日程変更について」事務局に説明させます。

議会議務局次長

お手元に配布しております資料、「代表・一般質問者数及び本会議終了時間の推移」をご覧ください。飯塚市議会会議規則第9条第1項では、会議時間は午前10時から午後4時までととなっておりますが、平成20年9月定例会より、代表質問、一般質問が行われた日の会議終了時間が、全て午後4時を超過しておりますことから、次期定例会から代表・一般質問に係る日数を、現状の3日間から4日間に変更していただいております。

ご審議方、よろしく願います。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「一般質問の日程変更について」は、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

川上委員

本日の日程にかかわることでありますけれども、発言を求めたいと思います。実は、9月26日の西日本新聞に飯塚市議、本会議を病欠し約束優先、知人出馬の選挙応援、確信犯、道義上の問題と指摘もという見出しで記事が出ております。飯塚市議会の六十代ベテラン議員ということで、永露議員とのことでもあります。記事読みますと本人は、「悪いことは承知の確信犯だった。知人との約束を優先させた。」と述べて、この取材をした記者はこれを陳謝と述べて、受けとめたようであります。この記事は、大変度飯塚市民を驚かせております。したがって、市民は本人がどういう態度をとるのかということだけではなくて、飯塚市議会そのものが、あるいは飯塚市議会議長が、どういう態度をとるかということに注目をしているわけあります。

注目のポイントというのは、飯塚市議会では嘘が許されるのかということなんです。私は、到底これは容認できないと思うわけです。改めて、飯塚市政治倫理条例4条の政治倫理基準を読んでみますと第1項で「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」ということになっているわけでありまして。ところが、この政治倫理条例については、そういう政治倫理基準を市長等及び議員に求めているにもかかわらず、これを遵守し切れない場合はどうするのかということについては、本人がどうするかについては書いてないんですね。ただ、第3条に市民の調査請求権、を認めて、それがあった場合は、議長は、政治倫理審査会に調査を諮るということになっているわけです。それはそれで、そういうことが起こりうると思いますけども、私は、本人の弁明なり陳謝の機会が条例によっても与えられておらず、また会議規則によってもですね、聞いてみますとなかなか明確にはないという状況ですので、この際、先例をつくることになるかもしれませんが、議長において本人の弁明なり陳謝の機会を本会議でできるように日程追加を図るべきではないかと思っておりますので、議運として意思を確認して、議長に取り計らいを求めたいと思っております。

委員長

暫時休憩します。

休憩 9:40

再開 9:40

委員会を再開いたします。

議長

今、川上議員の方からはそういう形で申し出がっておりますけれども、私と副議長で、26日の新聞に載りました時点で、本人に厳重注意をいたしました。今後、この飯塚市議会が、どういう形で見直しやっけていかなくてはならないかと、そしてまた本人にも深く反省の姿勢がございましたもんですから、新聞に載ってるような形で、大変住民と議会の皆さんにご迷惑をかけましたということで、大変本人も深く反省をしておりますもんですから、今日の代表者会議の中で、陳謝させていただき、各党派の方でその問題を1つお願いしたいということで、今後こういうことがないようにお互いに将来に向けてお願いしたいと、どういうシステムでこういう問題を是正していくかということで、一応代表者会議の中では陳謝ということで了解いただきましたので、今回の場合につきましては本会議ですのような気持ちはもっておりません。

川上委員

実は、この議員は2月の23日にも欠席届を出して、本会議を休まれているんですね。そのときの欠席理由は、他行になってるんですよ。よそ行きということになっております。今回については、実際はよそ行きだったというふうに、本人は認められてるんですね。ところが、体調不良ということになってるんですよ。体調不良で本会議を欠席すると言っておきながら、実はよそ行きをしようとしたと、それで別のときの欠席理由はよそ行きというふうにも届けることもあると。まことに不思議なんです。代表者会議においても、新聞記事以上の謝罪なり陳謝というのはなかった。悪いことを承知の確信犯だった、知人との約束を優先させたと、嘘ついてまでっていうのがないんですよ。これが、飯塚市市議会ではまかり通るといふ先例をつくるのか、あるいはこういうときには議長が決断し、あるいは議会運営委員会でも問題とらえて、きちんと市民に弁明なり謝罪なりするということがあったという先例をつくるのか、まかり通る先例をつくるのか、市民に対してちゃんと弁明、謝罪をする先例をつくるのか、それが今私達に問われてると思うんです。ですから、何かしらの本会議質疑中の、あるいは質問中の離席の議席の問題とか、他の事をかみ合わせて本人が言ってるようですけど、言語道断だと思うんですね。やはり、ここ静かに政治倫理基準以前の問題だと思うんですけど、自分の会派の議長に嘘をつき、

市民に嘘をついて、弁明の機会が与えられないというのは、逆に言えば本人にとっても残念なことでもあると思うんですよ。だから、議会の品位を守り、本人に今後の立ち直りを要求する上でも、ここはきちんとそういう機会を与えるのが当然ではないかと、議長が言われるように、この場合は丸くとかいうような形でいくと、本当は永露議員の立ち直りの機会を、あるいは信用回復の機会を失う、もちろん飯塚市議会には大きく汚点が残りますよ。ですから、一端意見を言えば帰られないということはないと思いますので、副議長もおられるわけですから、よく相談されてやりなおしてもらえませんか。我々は、共産党は、議長選挙においてはご存知のとおり、自らの代表者に投票しておりますので、森山議長には、投票していません。しかし、そのことと森山議長がここできちんとした態度をとらえることを求めることはまた別ですから、是非先ほどのお話もありましたけど、ひるがえしてしてもらいたい。日程追加して、本人の思う存分というとおかしいけど、必要な時間とって、弁明してもらったらどうですか。このように思うんですけど、私は、議会運営委員の皆さんにも御意見をお伺いしたいと。とりわけ安藤議員もおられますので、同一会派の委員としてご意見を伺いたいと思います。

委員長

暫時休憩します。

休憩 9 : 4 6

再開 9 : 5 0

委員会を再開いたします。

議長

今川上議員の御質問でございますけども、先ほど代表者会議終わりました、また1度議長、副議長で今後のことについてお考え願いたいという代表者会議でございますものですから、今後そういうものも含めながら見守っていきなと思っておりますので、今回は、そういう形でさせていただきたいと思っております。

川上委員

そうすると、今後飯塚市議会議員は、多少体調が悪くても、絶対休まれないということなるんですよ。過去、体調不良で当然ながら休むという場合があるんですよ。ところが、市民の目から見ればこれは嘘じゃないかと、これは嘘の体調不良かと、本当の体調不良かというの市民はまたチェックしなきゃいけないということになるんですよ。そして33人の市議会議員の中で、32人でもいいけど、中で、この問題に目くじら立てて、市民の声を代表してもの言う議員が、私は、議会運営委員会の中で共産党の1人しかいなかったということだと、とんでもないことになると思うんですよ。だから、おこがましかったかもしれないけれども、各委員の方々に思いを聞きたいと思ったわけです。とりわけ、同一会派の委員については、責任がある。代わってここで弁明するくらいのことなんですよ。だから、議会としては議長の答弁にもかかわらず、私としては承認するわけいかない。今後、9月議会は今日で恐らくは終了となるでしょうけど、12月議会があり、なり2月3月議会とずっと続いていくわけですから、その間本人の本会議における弁明を要求していきたいと思えます。同時に、先ほど言いました、市民の調査請求権という権利が行使された場合は、議長がルールに基づいて速やかに対応されるように、それについては強く求めておきたいと思えます。

委員長

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。